



福岡医発第 303 号 (地)

平成 31 年 4 月 23 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

改元に伴う保険医療事務の取扱いについて

皇位の継承に伴う本年 5 月 1 日の改元に先立ち、新元号については、今月 1 日に閣議決定されたところではありますが、改元に伴う保険医療事務の取扱いにつきまして、今般、厚生労働省保険局医療課長より通知があった旨、日本医師会より連絡がありました。

具体的な取扱いにつきましては、下記のとおりとなっておりますので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 別紙に掲げられている様式については、厚生労働省令及び厚生労働省告示の改正が行われる予定（5 月上旬に公布予定）とされておりますが、様式の改正に係る経過措置として、次の取扱いがなされるものとされております。
 - (1) 当該改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当該改正後の様式によるものとみなす。
 - (2) 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例えば、訂正印や手書きによる訂正等により、これを取り繕って使用することができることとする。
 - (3) 国の作成する文書であって、改元日（5 月 1 日）前に作成し公にするものについては、改元日以降の日時は引き続き「平成」により表記することとされており、国以外の作成する文書であっても当該取扱いが望ましいものであるが、国民生活への影響をできる限り少なくする観点から、申請等を受け付けるに当たっては、当分の間、
 - ①改元日前に、「令和」により改元日以降の日時が表記されている場合
 - ②改元日以降に、「平成」により改元日以降の日時が表記されている場合のいずれについても、必要な読替えを行った上で、これを受理する。
(保険医療機関等から患者等に交付する文書についても、同様に有効なものとして取り扱うこととする。)
2. 厚生労働省保険局医療課長通知等により定める様式（施設基準の届出様式等）についても、上記 1 と同様であることとされております。

以上

平成 3 1 年 4 月 2 2 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎

改元に伴う保険医療事務の取扱いについて

皇位の継承に伴う本年 5 月 1 日の改元に先立ち、新元号については、今月 1 日に閣議決定されたところでありますが、改元に伴う保険医療事務の取扱いにつきまして、今般、厚生労働省保険局医療課長より示されましたのでご連絡申し上げます。

具体的な取扱いにつきましては、下記のとおりとなっておりますので、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1 添付資料の別表に掲げられている様式については、厚生労働省令及び厚生労働省告示の改正が行われる予定（5 月上旬に公布予定）とされておりますが、様式の改正に係る経過措置として、次の取扱いがなされるものとされております。

（1）当該改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当該改正後の様式によるものとみなす。

（2）旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例えば、訂正印や手書きによる訂正等により、これを取り繕って使用することができることとする。

（3）国の作成する文書であって、改元日（5 月 1 日）前に作成し公にするものについては、改元日以降の日時は引き続き「平成」により表記することとされており、国以外の作成する文書であっても当該取扱いが望ましいものであるが、国民生活への影響をできる限り少なくする観点から、申請等を受け付けるに当たっては、当分の間、

① 改元日前に、「令和」により改元日以降の日時が表記されている場合

② 改元日以降に、「平成」により改元日以降の日時が表記されている場合

のいずれについても、必要な読替えを行った上で、これを受理する。

（保険医療機関等から患者等に交付する文書についても、同様に有効なものとして取り扱うこととする。）

2 厚生労働省保険局医療課長通知等により定める様式（施設基準の届出様式等）についても、上記 1 と同様であることとされております。

<添付資料>

- ・改元に伴う保険医療事務の取扱いについて

（平 31. 4. 22 保医発 0422 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長）

保医発 0422 第 2 号
平成 31 年 4 月 22 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公 印 省 略）

改元に伴う保険医療事務の取扱いについて

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）に基づく皇位の継承に伴う本年5月1日の改元に先立ち、新元号については、今月1日に閣議決定されたところであるが、改元に伴う保険医療事務の取扱いについては、下記のとおりとするので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び保険薬局並びに審査支払機関等に周知徹底を図られたい。

記

- 1 別表に掲げる様式については、厚生労働省令及び厚生労働省告示の改正が行われる予定（5月上旬に公布予定）であるが、様式の改正に係る経過措置として、次の取扱いがなされるものであること。
 - （1）当該改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当該改正後の様式によるものとみなす。
 - （2）旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例えば、訂正印や手書きによる訂正等により、これを取り繕って使用することができることとする。
 - （3）国の作成する文書であって、改元日（5月1日）前に作成し公にするものについては、改元日以降の日時は引き続き「平成」により表記することとされており、国以外の作成する文書であっても当該取扱いが望ましいものであるが、国民生活への影響をできる限り少なくする観点から、申請等を受け付けるに当たっては、当分の間、
 - ① 改元日前に、「令和」により改元日以降の日時が表記されている場合
 - ② 改元日以降に、「平成」により改元日以降の日時が表記されている場合

のいずれについても、必要な読替えを行った上で、これを受理する。
(保険医療機関等から患者等に交付する文書についても、同様に有効なものとして取り扱うこととする。)

- 2 当職通知等により定める様式についても、上記 1 と同様であること。

(別表)

様式の名称 ※正式名称等がない場合は通称	根拠法令
診療録（医科・歯科）	保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）様式第1号
処方箋	保険医療機関及び保険医療養担当規則 様式第2号及び第2号の2
保険医療機関又は保険薬局の指定申請様式	保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和32年厚生省令第13号） 様式第1号
保険医療機関指定変更申請書	保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令 様式第1号の2
保険医又は保険薬剤師の登録申請様式	保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令 様式第2号
保険医又は保険薬剤師の登録票	保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令 様式第3号及び第4号
診療報酬請求書	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第7条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成20年厚生労働省告示第126号）様式第1、第6及び第8
診療報酬明細書	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第7条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式 様式第2、第3及び第10
調剤報酬請求書	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第7条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式 様式第4、第7及び第9
調剤報酬明細書	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第7条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式 様式第5

訪問看護療養費請求書	訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第2条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成20年厚生労働省告示第127号）様式第1から第3まで
訪問看護療養費明細書	訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第2条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式 様式第4